

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称) グローブライドみらいフィールドプロジェクト」に係る環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和 55 年東京都条例第 96 号)第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：グローブライド株式会社
代表者：代表取締役社長執行役員 鈴木 一成
所在地：東京都東久留米市前沢三丁目 14 番 16 号

2 対象事業の名称及び種類

名称：(仮称) グローブライドみらいフィールドプロジェクト
種類：工場の設置

3 対象事業の所在地

東京都東久留米市前沢三丁目 14 番 16 号

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

工事の完了後の施設の稼働に伴う騒音・振動は評価の指標とした規制基準を下回っているが、施設は24時間稼働を行う計画であり夜間の時間帯も含め、施設の稼働に伴う騒音・振動が懸念されている。計画地に近接して住宅地が存在することから、これらの騒音・振動については、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討するとともに、周辺住民への十分な周知・説明を行うこと。

【景観】

計画地に近接して住宅が存在しており、新工場棟及び水槽試験室の建設に伴う景観への影響が懸念されることから、いずれの建築物も配置や高さ、屋根の形状、計画地敷地境界付近の植栽等について、周辺環境に配慮したものとなるよう検討し、影響の低減に努めること。